

日本語教育部会において検討すべき論点の整理に向けて

- 平成 25 年 2 月に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の下に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」は「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめ、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を整理した。（別紙 1）
- 同報告書が取りまとめられて以降、日本語教育小委員会において各論点についての審議が進められ、国の日本語教育施策が進展するとともに、日本語教育をめぐる状況には大きな変化があった。（別紙 2）
- 第 211 回国会において「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和 5 年法律第 41 号）が成立し、令和 6 年 4 月に施行された。また、令和 6 年 3 月、中央教育審議会生涯学習分科会に日本語教育部会が設置され、文化審議会国語分科会及び同日本語教育小委員会における議論を引き継ぐこととなった。
- 日本語教育部会においては、これまでの議論や日本語教育をめぐる状況変化、政策の進展等を踏まえつつ、日本語教育を取り巻く社会の今後の展望を整理するとともに、我が国における外国人に対する日本語教育の推進について議論を深め（別紙 3）、短期・中長期の時間軸も踏まえつつ論点を整理することとしたい。
- なお、日本語教育部会における審議に当たっては、「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、関係行政機関相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために設けられる日本語教育推進会議と、同会議に意見を述べる日本語教育推進関係者会議の議論との整合性にも留意することが必要である。
- 今後、関係者のヒアリング等を踏まえて、検討すべき論点の取りまとめに向けて引き続き審議を行う。

(別紙1)

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」
において示された11の論点

- (1) 日本語教育の推進体制について
 - 論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて
 - 論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について
- (2) 日本語教育の内容及び方法について
 - 論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について
 - 論点4 カリキュラム案等の活用について
- (3) 日本語教育に携わる人材について
 - 論点5 日本語教育の資格について
 - 論点6 日本語教員の養成・研修について
 - 論点7 日本語教育のボランティアについて
- (4) 日本語教育に関する調査研究について
 - 論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について
- (5) その他
 - 論点9 総合的な視点からの検討について
 - 論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について
 - 論点11 国外における日本語教育について

(別紙2)

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」以降 (平成25年から現在までの11年間) の日本語教育をめぐる主な状況の変化と施策の進展

【日本語教育をめぐる社会の変化】

- 平成24年末には約200万人であった在留外国人数は令和5年末には約340万人と急増している。
- 平成25年には約17万人であった外国人留学生数は、令和5年には約28万人と増加しており、教育未来創造会議の「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」において、令和15年までに外国人留学生の受入数を40万人にする目標が掲げられた。
- 技能実習制度の創設（平成29年）や特定技能制度の創設（平成31年）等による外国人労働者等の増加に伴い、日本語学習ニーズの多様化が進んでいる。令和6年には特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等を改定し、5年間の受入れ上限が82万人に拡大されるとともに、第213回国会で成立した「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」によって、人材確保と人材育成を目的とした外国人に対する段階的な日本語能力の向上方策を含めた育成就労制度が創設されたところ。

1. 日本語教育の推進体制について

（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

- 特定技能制度の創設を念頭に、平成30年には、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備等について、政府が一体となって総合的な検討を行うため「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が設置され、外国人材の受入れ・共生のための取組を推進していくため「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）が取りまとめられた。さらに、令和4年には関係閣僚会議において、目指すべき外国人との共生社会のビジョン等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和6年度改訂）が決定された。

（日本語教育の推進に関する法律）

- 令和元年に、我が国に居住する外国人が円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が成立し、令和2年には推進法に基づき「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定された。

- 推進法に基づき、令和元年に、関係行政機関が日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うための日本語教育推進会議及び同会議に意見を述べる日本語教育推進関係者会議が設置された。

（日本語教育機関認定制度の創設）

- 推進法により、国内における日本語教師の資格に関する仕組みや日本語教育機関に関する制度の整備が求められること等を踏まえ、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育

機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)（以下「日本語教育機関認定法」という。）が制定され、一定の要件を満たす日本語教育機関の認定制度と、登録日本語教員の資格制度が施行された。

(地域における日本語教育の推進)

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や推進法を踏まえ、令和元年から「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」が開始され、都道府県・政令指定都市による域内の市区町村や関係団体等と連携した日本語教育の体制整備への支援が行われている。また、日本語教室が開催されていない地域における日本語学習機会の提供を目的とする「「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」が実施され、平成28年より日本語教室の立ち上げ・安定化に向けた支援が行われるとともに、ICTを活用した日本語学習教材「つながるひろがる ほんごでのくらし」（通称：つなひろ）の開発・運用が行われている。
- 令和4年には文化審議会国語分科会において、今後の地域における日本語教育の方向性を示した「地域における日本語教育の在り方について（報告）」等が取りまとめられた。

2. 日本語教育の内容及び方法について

- 日本語教育の標準的な内容として、文化審議会国語分科会により平成22年度から「「生活者としての外国人」のための標準的なカリキュラム案について」等が示されてきたところ、令和3年には、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにする、日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」が取りまとめられた。
- 令和4年には文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」の別冊として、日本語教育の参照枠を踏まえた生活者としての外国人の学習内容の目安となる「生活 Can do」が取りまとめられた。
- 令和4年度から日本語教育の参照枠に基づく「留学」「就労」「生活」のモデルカリキュラムの開発・普及の事業を実施している。

3. 日本語教育に携わる人材について

- 文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改定版・平成31年3月）において、「留学」「就労」「生活」などの多様な分野に対応する日本語教師の専門性として求められる資質・能力として「必須の教育内容」50項目等が示された。
- 平成30年度から同報告書を踏まえた養成・研修カリキュラムの開発を開始し、令和2年度からは「現職日本語教師研修プログラム普及事業」により、優良モデルを活用した研修を各地で実施している。また、令和5年度から「日本語教師養成・研修推進拠点整備事業」により、日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークの構築を推進している。
- 日本語教育機関認定法により、「必須の教育内容」50項目を踏まえた日本語教員試験と登録実践研修機関における実践研修を要件とする「登録日本語教員」の資格制度が創設された。

4. 日本語教育に関する調査研究について

- 日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案を推進するための基礎資料が必要であることを踏まえ、平成 27 年度から「日本語教育総合調査」を実施し、現状を把握するとともに更なる日本語教育の内容の改善・充実を図るため、日本語教育施策に資する調査・分析を実施している。
- 地方公共団体においても、域内に暮らす外国人等の日本語能力や日本語学習状況について行う調査について、地域間の比較や全国的な傾向の把握を行えるよう、平成 28 年に文化審議会国語分科会が日本語教育の調査に関する共通利用項目を示し、地方公共団体が実施する調査の項目の共通化が図られている。
- 日本語教育機関認定法により、認定日本語教育機関や登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関が教育の実施状況等を文部科学省に定期的に報告することとされ、日本語教育に関する情報が制度的に収集される仕組みが作られた。

5. その他

- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は約 10 年間で 1.8 倍増加するなど、外国人児童生徒等の増加を背景に、中央教育審議会初等中等教育分科会や文部科学省に設置された検討会議における議論等も踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化（義務教育段階：平成 26 年度～、高等学校段階：令和 5 年度～）、日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、外国人児童生徒等への教育の充実に係る体制整備のための事業等が実施されているところ。
- 海外における日本語学習者数は約 380 万人とされ、外務省や独立行政法人国際交流基金により、海外の日本語教育環境の整備、日本語教授法や日本語学習者の能力評価の充実、オンライン日本語学習プラットフォームの提供等の取組が実施されている。

(別紙3)

論点の整理に向けた議論の視点について（たたき台）

○ 日本語教育を取り巻く社会の今後の展望について

- 外国人等への日本語教育の推進が、我が国の国際的地位や役割に与える影響について
- 我が国における共生社会の実現への道程や、その中の日本語教育の位置付けについて
- 外国人留学生の受入れ数を40万人にする目標や育成就労制度創設等の、人口減少下における我が国社会・経済等へのインパクトについて

○ 共生社会の実現に向けた外国人等を含めた社会教育の推進における日本語教育等について（「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」の諮問理由を参照）

- 共生社会の実現に向けた、留学生だけでなく就労者や生活者を含めた外国人等に対する日本語教育の推進における、社会教育人材、社会教育活動、社会教育施設それぞれの意義・役割について
- 地方公共団体における社会教育関係部署と日本語教育関係部署の連携、及びこれらと日本語教育事業関係者等の地域における関係者との連携の在り方について
- 認定日本語教育機関や登録日本語教員が社会教育に果たす役割について
- 地域の日本語教育に携わる人材、特にボランティア等の立場で日本語教育に継続的に従事する地域住民たる人材が、これまで地域日本語教育の充実や共生社会の実現に向けて果たしてきた役割と、今後さらに期待される役割等について

○ 日本語教育機関の認定制度の開始を踏まえた日本語教育機関の在り方について

- 認定日本語教育機関の自律的な教育の質の維持向上について
- 認定日本語教育機関が所在地域の日本語教育環境に果たす役割について
- 認定日本語教育機関以外の日本語教育事業者等も含めた日本語教育の質の確保について
- 日本語教育の質の向上により一層寄与するための多様な設置者からなる認定日本語教育機関の経営の改善充実について

○ 登録日本語教員制度の開始を踏まえた日本語教育人材の在り方について

- 登録日本語教員の活躍の場（国内外）と果たす役割について
- 登録日本語教員のキャリアパスの確立や待遇の改善に向けて、認定日本語教育機関や外国人労働者の雇用者等が果たす役割について
- 登録日本語教員の自律的な成長とキャリア形成について

○ 日本語を学習する外国人等の視点からの日本語教育環境の充実について

- 共生社会における、また留学生だけでなく就労者や生活者を含めた外国人等の多様な学習目的・目標を踏まえた日本語教育観について
- 我が国への入国及び我が国内での移動における日本語学習の継続及び一貫性の確保について
- 上記について「日本語教育の参考枠」が果たす役割とその実効性の確保について
- 多様な学習目的・目標に対応し、かつ学習者の利便性と学習成果の向上を両立させる日本語教育内容や方法の在り方について